

# お知らせ

## 皆さまからの寄付(1月分) =ありがとうございました=

いただいた寄付は次の通りです。  
※寄付はインターネットからも受け付けています。📞管財係☎5984-2807

新美術館・図書館をみんなでつくる	1万8000円(5件)
平成つつじ公園のトイレリニューアル	1万円(1件)
児童養護施設などで育った若者を応援!	4,000円(2件)
医療的ケア児・障害児とその家族を応援!	1万円(1件)
練馬みどりの葉っぱい基金	11万5244円(8件)
人も動物も幸せに生きられるまち実現のため	1万2000円(2件)
図書館サービスの充実のため	10万2000円(2件)
障害者福祉とやさしいまちづくりの推進!	1万円(1件)
地震などの災害から練馬のまちを守りたい!	2,000円(1件)
農業振興のため	10万円(1件)
生活困窮世帯の高校進学支援のため	1万円(1件)
練馬区のため	6,000円(2件)
練馬区社会福祉協議会へ	13万2323円(7件)

## 3/30月から保健福祉サービスの苦情・相談窓口が移転

保健福祉サービス苦情調整委員は、区から独立した第三者の機関で、保健福祉サービスの利用に関する苦情や相談を受け付けています。3月30日(月)から事務局が区役所西庁舎10階に移転し、電話番号なども変わります。苦情や相談は、直接または電話、郵送、ファクス、電子メールで受け付けます。▶受付日時:平日

午前8時30分～午後5時▶受付窓口:  
〒176-8501区役所内保健福祉サービス苦情調整委員事務局(西庁舎10階) ☎5984-1472 FAX 3993-6371  
Eメール kujochosei@city.nerima.tokyo.jp ※3月27日(金)までは同事務局(同3階) ☎ FAX 3993-1344  
Eメール chousei@smile.ocn.ne.jpで受け付けます。

## 4月から新たな区の組織を設置

配慮を必要とする子ども、保護者、学校への支援を強化するため、「教育福祉課」を設置します。📞人事企画担当係☎5984-4507

## 福祉・障害のある方

### 手話通訳のご利用を

窓口到手話通訳者を配置しているほか、遠隔手話通訳なども利用できます。

<手話通訳者>

●区役所・総合福祉事務所

場所	日程
区役所庁舎案内(本庁舎1・2階)	毎月曜・水曜
光が丘総合福祉事務所(光が丘区民センター2階)	毎火曜
石神井総合福祉事務所(石神井庁舎4階)	第2・4木曜
大泉総合福祉事務所(大泉学園ゆめりあ1(4階))	第1・3金曜

※時間はいずれも10:00～12:00・13:00～17:00。

●障害者地域生活支援センター

場所	日程
①きらら(豊玉北5-15-19)	毎土曜
②ういんぐ(石神井町7-3-28)	または日曜
③すてっぴ(光が丘区民センター6階)	第1・3木曜
④さくら(東大泉5-35-2)	第2・4金曜

※時間は①②13:00～16:00③④10:00～12:00・13:00～17:00。

<遠隔手話通訳>

タブレットを通して、手話オペレーターが通訳します。▶実施場所:区役所、区民事務所、総合福祉事務所、保健相談所など

<電話代理支援サービス>

スマホなどのビデオ通話を利用し、手話やチャットで区役所や区立施設へリアルタイムに問い合わせができます。詳しくは、区HPをご覧ください。

📞障害調整係☎5984-1456 FAX 5984-1215

## 障害者フェスティバルに参加しませんか

12月5日(土)に光が丘区民センターとその周辺で障害者フェスティバルを開催予定です。今回、フェスティバルを企画・運営する参加者・団体を募集します。📍①模擬店…区内の障害者福祉施設や区を拠点に活動している非営利の障害者関係団体②コンサート③作品展示…非営利の障害者関係団体や区内在住・在勤(在学)の障害のある方と家族  
☎電話またはファクス、電子メールで①住所(団体の場合は所在地)②氏名(団体の場合は団体名と代表者の氏名)③電話番号④ファクス番号(ある方のみ)⑤電子メールアドレス⑥参加内容(①～③の別。複数申し込み可)と簡単な内容説明を、4月17日(金)までに障害者施策推進課管理係☎5984-4598 FAX 5984-1215

Eメール shogaisaku@city.nerima.tokyo.jp

## 住まい・まちづくり

### 都市計画マスタープランの実施状況報告書がご覧になれます

平成27～令和6年度のまちづくりの成果と進捗をまとめた報告書です。意見のある方は、意見書を提出できます。▶縦覧・意見書提出の期限:4月3日(金)▶縦覧場所:区民事務所(練馬を除く)、図書館(南大泉図書館分室を除く)、区民情報ひろば(区役所北庁舎1階)、都市計画課(同本庁舎16階) ※区HPでもご覧になれます。▶意見書提出の方法:区HPまたは都市計画課へ ※提出は郵送も可。 ※意見書の様式は自由です。📞都市計画課都市計画担当係☎5984-1534

## 事業者向け

### 有料広告を募集 ～エスカレーター手すり

申し込み方法など詳しくは、区HPをご覧ください。▶掲載位置:区役所内エスカレーター手すりの左右2カ所▶広告サイズ(縦cm×横cm):75×6▶料金:6万4900円▶刷色:4色カラー▶掲載期間:6月中旬～令和10年6月▶申込期限:4月30日(休) 📍ひと・まちづくり推進係☎5984-1296

# 葬儀費用の負担を軽減します

問合せ 地域振興課事業推進係(区役所本庁舎9階) ☎5984-1523

区HP▶



## 区指定葬儀場使用料助成金

下表の葬儀場で、通夜または葬儀(社葬を除く)を行った場合、1万5000円を限度に会場使用料を助成します。使用料を負担した方または亡くなった方が区民であることが条件です。☎区HPや葬儀場、地域振興課にある案内をご覧ください。 ※使用料を負担した方(領収書の宛名の方)以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。 ※葬儀場の利用は、各葬儀場にお問い合わせください。

指定葬儀場	所在地	電話番号
江古田斎場	小竹町1-61-1	3958-1192
豊島園会館	練馬3-22-6	3991-2234
東高野会館	高野台3-10-3	3995-3724
大泉橋戸会館	大泉町6-24-26	3925-1325
石神井寶亀閣斎場	石神井台1-2-13	3996-0214

## 区民葬儀制度

葬儀費用の負担を軽減するための制度です。区内では18カ所の葬儀店が取り扱っています(他区の取扱店も可)。亡くなった方または葬儀を行う方の住所が23区内にあることが条件です。取扱店に申し込み後、戸籍住民課戸籍第一係(区役所本庁舎2階)または戸籍第二係(石神井庁舎2階)へ死亡届を提出する際に申し出てください。詳しくは、区HPや区民事務所、戸籍第一係、戸籍第二係、地域振興課で配布している案内をご覧ください。

## 4月から 民間火葬場の利用料金を助成します～区民葬儀助成金

新たな助成制度です。区民葬儀制度を利用し、23区が指定する民間火葬場を利用した場合、2万7000円(亡くなった方が6歳以下の場合は1万5000円)を限度に助成します。☎区HPや地域振興課にある案内をご覧ください。

## 南大泉・東大泉で

# デマンドタクシーの実証実験を継続します

デマンドタクシーは、あらかじめ決められた乗降ポイント間を、利用者の予約に応じて運行する公共交通手段です。8年度も実証実験を継続します。利用方法など詳しくは、区HPをご覧ください。

📍4月1日(水)～来年3月31日(水)午前8時30分～午後6時30分(日曜・祝休日は午前9時～午後4時) ¥300円(小学生と70歳以上の方200円) ※エリア外の乗降ポイントを利用する場合は、別途100円。 ※未就学児は無料。📞交通企画課☎5984-1274



●…エリア外の乗降ポイント  
※エリア外間の移動はできません。

## アプリ「練馬区デマンドタクシー」で簡単予約!

乗車1週間前から予約できます

ダウンロードはこちら



▲区HP

